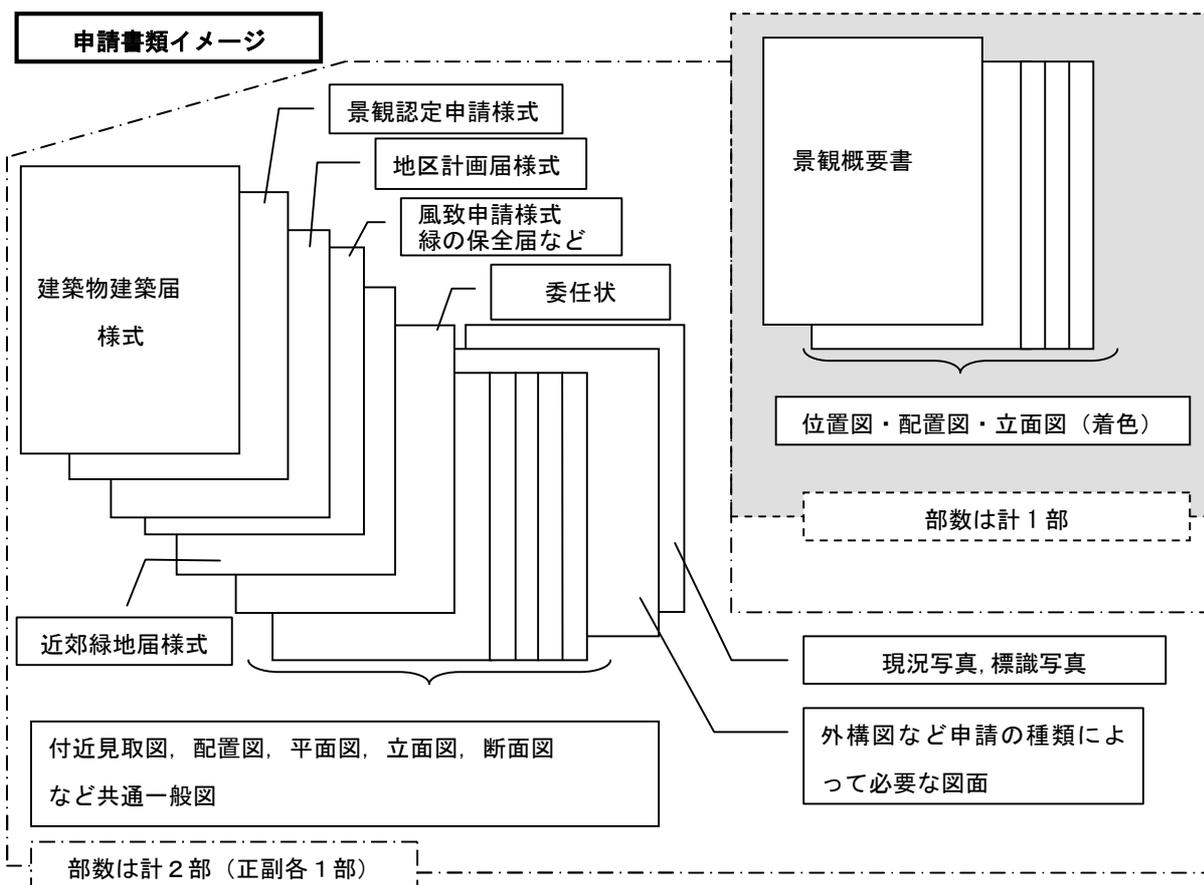


建築物建築届等の届出等における添付図面の併用について

芦屋市都市建設部 建築指導課・都市計画課

地域及び行為の種類により提出を要する申請の様式にそれぞれご記入いただき、必要書類を添付して正副各1部を建築指導課（開発指導係）または都市計画課（まちづくり係）受付窓口にご提出ください（様式は併用不可）。



◆ 申請様式について

下記ホームページよりダウンロードできます。

建築届：<芦屋市 HP>→<申請書のダウンロード（トップページ下部にリンクあり）>→<申請書類用途別一覧>→<都市開発建築に関するもの「景観地区認定申請制度関係」>

風致地区及び近郊緑地届： http://www.city.ashiya.lg.jp/toshikeikaku/huuchi_001.html

景観認定申請： http://www.city.ashiya.lg.jp/toshikeikaku/keikan/keikan_tebiki.html

緑の保全届： <http://www.city.ashiya.lg.jp/toshikeikaku/midorinomatidukuri/index.html>

◆ 建築物建築届標準処理期間について

書類の不備等がなければ、受付日より16日目に処理するよう努めておりますが、申請書類の混み具合によって遅れることもございますのでご了承ください。また地区計画区域内の場合、都市計画法により着手の30日以上前に提出するよう義務付けられておりますので、着手予定日は受付日の30日後としてください。

◆ 民間の指定確認検査機関に確認申請を提出する場合

指定確認検査機関へ確認申請を提出される場合は、別途調査依頼書を建築指導課（建築指導係）へ提出してください。

建築指導課および都市計画課

申請名	適用区域	申請を要する行為
建築届	市内全域	新築, 増改築, 用途変更(確認申請を要するもの)等
景観認定申請	市内全域	新築, 増改築, 工作物の新設, 外壁の塗り替え等
地区計画届出	地区計画区域内	新築, 増改築, 宅地の分割, 木竹の伐採等
風致地区申請	風致地区内	新築, 増改築, 工作物の新築, 宅地の造成, 木竹の伐採, 色彩の変更等
近郊緑地届	近郊緑地保全区域内	新築, 増改築, 工作物の新築・改築, 木竹の伐採等
緑の保全届	緑の保全地区内	新築, 増改築, 宅地の造成, 木竹の伐採等

添付を要する書類等は下記のとおり。(◎については景観認定申請概要書に添付する図面として別途1部ずつ必要)

	建築届	景観	地区計画	緑の保全	風致地区					近郊緑地	備考
					1	2	3	4	5		
様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	風致地区の場合、『申請書』及び『設計説明書』
委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	委任事項を明確に記載
位置図	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	※	方位明示
現況平面・断面図	○									※	方位, 外構, 高低差, 道路の位置及び種別等明示
地形図								○	○	※	方位及び行為地の境界, 土地利用の現況など
配置図	○	◎	○	○	○	○				※	高低差, 外壁後退距離, 外構, 高度斜線検討距離等明示
敷地求積図	○	○	○	○	○	○				※	原則実測とする
行為地面積等算定図								○		※	
建物求積図	○		○							※	
各階平面図	○	○	○	○	○					※	
行為地平面図								○		※	方位, 行為地の境界, 排水施設, 切り土又は盛りをする土地の部分, 法面及び擁壁など
地盤算定図					○	○				※	
外構平面図		○	○			○				※	舗装, 植栽, 色彩等明示
立面図	○	◎	○	○	○	○	○			※	高度斜線検討, 主要部分の材料及び色彩等明示
完成予想図(パース)		○								※	外構, 植栽等明示(着色要)
断面図	○		○		○	○		○		※	天井高, 最高高さ, 軒高明示
日影図	○									※	建築基準法に基づき日影の制限を受けるものに限る
造成計画図	○		○	○				○		※	造成がなければ不要
造成求積図	○		○	○				○		※	造成がなければ不要
法面断面図								○		※	造成がなければ不要
植栽計画図		○	○	○	○	○		○		※	植栽の制限がある地区に限る
緑地求積図		○	○	○	○			○		※	植栽の制限がある地区に限る
伐採計画図			○	○					○	※	伐採がなければ不要
伐採求積図			○	○					○	※	伐採がない又は独立樹木の伐採の場合不要
敷地・敷地周辺写真	○	○		○	○	○	○	○	○	※	カラー写真
事前公開の標識写真	○									※	カラー写真 近景・遠景撮影
その他 (計画による)	○	○	○	○						※	上記のほか条例や地区計画で定めた規制内容に適合していることがわかるもの

※：近郊緑地の添付図書は風致地区申請に必要な図書と併用となります。

【風致地区行為区分】 1：建築物の新築, 改築, 増築又は移転 2：工作物の新築, 改築, 増築又は移転 3：建築物等の色彩の変更

4：宅地の造成, 土地の開墾その他の土地の形質の変更, 土石類の採取又は水面の埋立て若しくは干拓 5：木竹の伐採